（地方法人税法施行規則の一部改正）

第八条　地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第二項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改め、同条第三項第二号ロ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第二条第五号」を「第三条第七号」に、「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改め、同条第四項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改め、同条第五項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第五号」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号」に、「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改め、同条第七項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中租税特別措置法施行規則第九条の六第五項、第十八条の十五の三第二十三項及び第十四項、第十八条の二十一第二十二項、第十九条の十六第二項及び第三項並びに第二十二条の四第二項及び第三項の改正規定（同令第十九条の六第五項に係る部分に限る。）　令和二年一月一日

二　第四条、第六条及び第八条の規定並びに附則第八条から第十条までの規定　令和二年四月一日

三　次に掲げる規定　令和二年十月一日

イ　第三条中租税特別措置法施行規則第九条の六第五項、第十八条の十五の三第二十三項及び第二十四項、第十八条の二十一第二十二項、第十九条の十六第二項及び第三項並びに第二十二条の十の四第二項及び第三項の改正規定（同令第十八条の二十一第二十二項に係る部分に限る。）並びに同令第三十一条の八第二項ただし書の改正規定

ロ　第五条中登録免許税法施行規則第二条の二の改正規定

ハ　第七条の規定

（相続税法施行規則の一部改正）

第二条　相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第九項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に、「事前届出」を「事前届出等」に改め、同条第十項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。

（国税通則法施行規則の一部改正）

第三条　国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第二号中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に、「事前届出」を「事前届出等」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「による」を「による国税の」に改め、同条第二項第二号中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第七条第一項」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第八条第一項」に改める。

第十四条の見出しを「（納税証明書に貼られた収入印紙の消印）」に改め、同条第一項中「はられている」を「貼られている」に、「明りよう」を「明瞭」に改め、同条第二項を削る。

（揮発油税法施行規則の一部改正）

第四条　揮発油税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。

（所得税法施行規則の一部改正）

第五条　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第四項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。

第九十七条の四第二項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に、「事前届出」を「事前届出等」に改め、同条第三項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部改正）

第六条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の十二第五項及び第六項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項及び第三項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。

（法人税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第七条中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に、「事前届出」を「事前届出等」に改める。

（地方法人税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第九条　地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。

（消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十条　消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に改める。